

よくある質問

<対象の旅行業者・宿泊施設>

(Q) 今後、旅行業者や宿泊施設が追加される可能性はありますか？

(A) ございます。最新の情報を特設サイトでご確認の上、各登録旅行業者等へお申し込みください。
なお、11月と12月に追加で旅行業者等の公募を実施する予定です。

<対象期間>

(Q) 販売開始の10月23日より前に対象期間（令和2年10月24日～令和3年3月31日）の旅行を申し込んでいます。助成の対象となりますか？

(A) 対象外です。10月23日以降にご予約申込が成立した旅行が対象となります。

(Q) 対象期間（令和2年10月24日～令和3年3月31日）より前に旅行に行きました。遡及して対象となりますか？

(A) 対象外です。令和2年10月23日以降に販売され、且つ、令和2年10月24日以降に始まり、令和3年3月31日までに完了する旅行が対象となります。

(Q) いつまでの旅行が対象ですか？

(A) 令和3年3月31日までの旅行が対象となります。

ただし、宿泊の場合は令和3年4月1日チェックアウト分を含みます。

(Q) 予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか？

(A) 予算が無くなり次第事業は終了となります。但し、各登録旅行業者等に対して事前に予算の配分を行うため、予約時以降に助成金がなくなり、助成が取り消されることはありません。

<都内在住要件>

(Q) どのように都民であることを確認するのですか？

(A) 予約時と旅行時(宿泊施設等でのチェックインなど)に現住所が確認できる証明書等により、確認します。旅行に参加する都民全員について証明書等を確認する必要があります。

【予約時】

WEBサイトでの予約時には、入力していただいた住所で確認します。

旅行会社窓口での予約時には、代表者等の現住所が確認できる証明書で確認します。

電話での予約の際には、現住所が確認できる証明書をメール又は FAX 等で頂き、確認します。

【旅行時】

日帰り旅行の場合は、添乗員・ガイド等がバス等乗車前に現住所が確認できる証明書により、確認します。

また、宿泊施設を利用する時は宿帳、利用者台帳などに記載していただく際等に、現住所が確認できる証明書により確認します。

【住所確認方法】

(証明書の提示) ※いずれも参加者名および住所が併記されている場合

・運転免許証、国民健康保険証、住民票、マイナンバーカードなど、公的機関が発行し証明したものに限ります。旅行当日は、必ず本人確認書類を持参ください。代表者のみの証明書ではなく、旅行に参加される都民全員の証明書が必要です。(確認が取れない場合、助成の対象とはなりません。)

(Q) 旅行予約時点では、都内に在住していたが、旅行当日には都外へ転居した場合、助成の対象になりますか？

(A) 対象外です。本事業は、都民が都内を旅行する商品が対象ですので、あくまで予約時と利用時点で都民であることが必要です。

(Q) 団体の場合は代表者が都民であればいいのでしょうか？

(A) 対象となるのは都内在住の方のみです。参加者全員から身分証明書等の提示を受けるなどして都民であることを確認します。

<旅行代金>

(Q) 国の「Go To トラベル」と併用の場合、旅行代金の助成はどのように行いますか？

(A) 「Go To トラベル事業」の割引適用前の価格(税込)を基準として、「Go To トラベル事業」の割引適用を先に行い、適用後の価格に対して本事業の助成を行います。

(Q) 助成額は定額ですか。

(A) そのとおりです。宿泊旅行・宿泊のみの場合は1人1泊当たり5,000円、日帰り旅行の場合は1人1回あたり2,500円です。

(Q) 1人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？

(A) 消費税・サービス料込みの価格です。入湯税も含まれます。

(Q) 対象となる旅行商品の価格に制限はありますか？

(A) 宿泊旅行：助成前の価格(税込)が、1人につき1泊あたり、Go To トラベル事業と併用の場合は9,000円以上、併用しない場合は6,000円以上であることが要件です。

日帰り旅行：助成前の価格(税込)が、1人につき1回あたり、Go To トラベル事業と併用の場合は4,500円以上、併用しない場合は3,000円以上であることが要件です。

(Q) 大人2人と、乳児(旅行代金は0円)1人の計3人で旅行する場合、助成はどのようにになりますか？

(A) 旅行代金がかからない乳児等は助成の対象になりません。上記の場合、大人2名の旅行代金に対して2名分の助成となります。

(Q) 子供料金が設定されており、大人2人(ひとり10,000円)と子供1人(7,000円)で宿泊旅行する場合には、どうなりますか？

(A) 子供料金が設定されている場合は、全員の旅行代金を利用人数で割っていただき、1人あたりの平均旅行代金が基準額(GoToトラベル併用の場合9,000円以上、併用しない場合6,000円以上)に達していれば、3人分の助成となります。

また、旅行代金の総額を利用人数で割っていただいた結果、平均の旅行代金が基準額に達していない場合は、旅行代金の1人あたりの内訳が確認出来る場合に限り、基準額を達している利用人数分が助成対象となります。

<例>

① 大人2人(ひとり10,000円)、子供1人(7,000円)の場合【GoToトラベル併用する】

⇒『旅行代金総額：27,000円』÷「3人(利用人数)」=1人あたり9,000円(平均額)

この場合、GoToトラベル併用する場合の基準額に達しているため助成の対象となります。

② 大人2人(ひとり9,000円)、子供1人(7,000円)の場合【GoToトラベル併用する】

⇒『旅行代金総額：25,000円』÷「3人(利用人数)」=1人あたり8,333円(平均額)

この場合、GoToトラベル併用する場合の基準額に達していないが、大人の旅行代金が規準額に達しているため、「大人2人分」が助成の対象となります。

(Q) 1部屋貸ししている宿泊(ルームチャージ：一人あたりの内訳表示がない)の場合、例えば、1部屋で20,000円の場合、1人で利用する場合、2人で利用する場合、5人で利用する場合で一人当たりの単価が異なりますが、どうなりますか？

(A) この場合、総額を利用人数で割っていただき、1人あたりの宿泊費が基準額(GoToトラベル併用の場合9,000円以上、併用しない場合6,000円以上)を満たしていれば、助成の対象となります。

<例>

① 一部屋20,000円で2名利用の場合

⇒20,000円÷2名=「1人あたり10,000円」となり対象(GoToトラベル併用可)

② 一部屋20,000円で3名利用の場合

⇒20,000円÷3名=「1人あたり6,666円」となり対象(GoToトラベルを併用しない場合のみ可)

③ 一部屋20,000円で5名利用の場合

⇒20,000円÷5名=「1人あたり4,000円」となり対象外

(Q) 日帰り旅行とはどのようなものでしょうか？

(A) 登録旅行業者等が予約・手配する交通機関（バス〈貸切りバスを含む〉、ハイヤー、タクシー、船舶、航空機、鉄道など）の利用又はガイドの同行があり、かつ、登録旅行業者等が予約・手配する都内における食事等を予め行程に組み、かつ、旅行代金の一部となっているものが対象となります。なお、出発日の当日中に出発地に帰ってくることが条件となります。（前日中に出発し、船中泊又は車内泊する場合も日帰り旅行として扱います。）

<事業中止・キャンセル料>

(Q) 事業は中止されることがありますか？

(A) 感染症の感染拡大に伴い、国の緊急事態宣言や都の外出自粛要請等が出された場合、事業予定期間内であっても、事業を中止または停止する場合があります。

(Q) 事業が中止された場合、キャンセル料に伴う損害は補填されるのですか？

(A) 補填の対象となるのは、国の緊急事態宣言や都の外出自粛要請等により事業そのものを中止・停止したことで、購入者が既に予約していた本事業の対象旅行をキャンセルし、登録旅行業者等に損害が発生した場合のみです。登録旅行業者等は購入者に対してキャンセル料を求めないこととし、損害のうち財団が必要と認める費用を助成予定額の範囲内で財団が負担します。

(Q) 利用予定施設で感染症拡大がみられ業務停止となった場合、本事業で補填されないのですか？

(A) 特定の施設のみが業務停止となった場合、補填の対象外です。

(Q) 旅行者都合によるキャンセル料は、本事業で補填されないのですか？

(A) 自己都合によるキャンセル料の補填は本事業の対象外です。各商品を取り扱う登録旅行業者等の旅行約款等による取り扱いとなります。

<対象となる旅行商品等>

(Q) 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の助成支援の対象となりますか？

(A) 旅館業法の許可を受け、かつ本事業の事業者登録が完了している施設に関しては助成の対象となります。

(Q) 宿泊施設のデイクース利用は、宿泊代金の助成対象となりますか？

(A) デイクースは宿泊にあたらなため、対象とはなりません。本事業で日帰り旅行としてデイクースを取り扱うことができるのは、旅行業者のみです。

(Q) キャンピングカーは旅行・宿泊代金の助成の対象となりますか？

(A) 旅館業法の許可がないため、対象とはなりません。

(Q) レンタカー代・マイカー利用は旅行・宿泊代金の助成支援の対象となりますか？

(A) レンタカー代のみ、マイカー利用の料金は対象とはなりません。ただし、「宿泊+レンタカー」のセットプランの旅行商品であれば助成の対象となります。

(Q) 都県境をまたぐ周遊を含む旅行商品は対象となりますか？

(A) 対象とはなりません。対象旅行に食事や体験等（登録旅行業者が予約・手配したものに限り。）を含めることができるのは、施設が都内の場合に限りです。

(Q) 複数日程の旅行商品で、1日目は都内を周遊・宿泊、2日目は都県境をまたいで周遊する場合、1日目のみ対象となるか。

(A) 対象とはなりません。全ての行程が都内であることが必要です。

(Q) 事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類等を購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金等、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも助成の対象となるのでしょうか。

(A) 事前に予約を行っており、かつ、旅行代金の一部となっているもののみが助成の対象となります。例えば、朝食付宿泊プランとして申込を行っていた場合は朝食代金も対象にふくまれますが、宿泊施設滞在時に追加で注文した商品・サービスについては助成の対象外となります。

(Q) 事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金の助成の対象になるのでしょうか？

(A) 事前に旅行会社で予約したツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、事前に予約していたツアー代金に含まれていれば対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。

(Q) 旅行・宿泊代金を各種ポイントで支払った場合は、どのように助成額を計算しますか。

(A) 旅行者は、既に元の旅行代金に助成が行われた後の料金を支払うため、支払方法により助成額が変わることはありません。

(Q) 換金性の高い商品券や自社ポイント、航空マイル付の宿泊プランは助成の対象となりますか？

(A) 旅行業者や宿泊施設が換金性の高い商品券等を付与した宿泊プランなどは助成の対象外となります。

※いったん価格を引き上げた上で自社ポイントや航空マイルを多く付与することにより、助成の条件を満たす詐欺的行為が想定されるためです。

(Q) 学生の修学旅行、宿泊研修などは対象ですか？

(A) 対象となります。但し、都内発、且つ都内を宿泊地・目的地とするものが対象となります。なお、

適用されるのは都内在住の学生のみとなりますので、ご注意ください。

※教育旅行とは、公立・私立の区別なく都内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）が行う学校行事。

(Q) 職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか？

(A) 対象です。但し、都内発、且つ都内を宿泊地・目的地とするものが対象です。また、助成の対象となるのは都内在住の方のみとなります。

(Q) 公費出張等は助成の対象となりますか？

(A) 対象となりません。

<その他>

(Q) 旅行者を対象の旅行商品を申し込む・利用する際に、なにか手続きが必要ですか？

(A) 旅行者が行う申請手続きはありません。対象の旅行商品は、販売価格が既に旅行代金から助成額が割引されていますので、ご確認の上旅行の予約をしてください。

なお、予約時と旅行時にそれぞれ住所を確認しますので、現住所の記載のある身分証明書等をご持参ください。（旅行時は旅行に参加する都民全員の身分証明書が必要です。）

(Q) 各登録旅行業者等は、割り当てられた予算が少なくなってきた場合、宿泊旅行の割引額を1泊5,000円から1泊2,000円に変更してもよいですか。

(A) 変更できません。本事業は、宿泊1人1泊あたり5,000円、日帰り1人1回あたり2,500円の定額の支援のため、割引額も宿泊1人1泊あたり5,000円、日帰り1人1回あたり2,500円としてください。